



# 秋田県公報

## 目 次

### 規 則

- 秋田県財務規則の一部を改正する規則(九四・財政課)……………1
- 人事委員会規則
- 人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会訓令
- 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………1

## 規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年六月三十日

### 秋田県規則第九十四号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

- 別表第二の二第二十四号の三の次に次の七号を加える。
- 二十四の四 介護支援専門員登録申請手数料
- 二十四の五 介護支援専門員証移転申請手数料
- 二十四の六 介護支援専門員証交付手数料
- 二十四の七 介護支援専門員証移転交付手数料
- 二十四の八 介護支援専門員証有効期間更新申請手数料
- 二十四の九 介護支援専門員証書換交付手数料
- 二十四の十 介護支援専門員証再交付手数料

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則

## 人事委員会規則

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年六月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

- 第五条の十三中「第五条の六」を「第五条の七」に改め、同条を第五条の十四とする。
- 第五条の十二中「第五条の七、第五条の八」を「第五条の八、第五条の九」に、「第五条の十」を「第五条の十一」に改め、「並びに第二項各号」を削り、「第五条の八第一項第一号」を「第五条の九第一項第一号」に、「第五条の八第一項第二号」を「第五条の九第一項第二号」に改め、同条を第五条の十三とする。
- 第五条の十一第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第八条の三第二項に規定する職員に該当しなくなったこと。
- 第五条の十一を第五条の十二とし、第五条の十を第五条の十一とし、第五条の九を第五条の十とする。
- 第五条の八第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第八条の三第一項に規定する職員に該当しなくなったこと。
- 第五条の八を第五条の九とし、第五条の七を第五条の八とし、第五条の六を第五条の七とする。
- 第五条の五中「前三条」を「前四条」に改め、同条を第五条の六とする。
- 第五条の四第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「条例第八条の二第一項第一号又は第二号に定める子」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第八条の二第一項第一号又は第二号に規定する職員に該当しなくなったこと。
- 第五条の四第二項中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、

同条を第五条の五とする。

第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

第五条の三 条例第八条の二第一項第二号の規則で定めるものは、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條の二第三項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)を出迎えるために赴く職員をいう。

第七条の三に次の一項を加える。

5 第一項第二号に掲げる職員及び前項の適用を受ける職員のうちその使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の定める日数とする。

### 附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

## 人事委員会訓令

### 秋田県人事委員会訓令第三号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十三号を削る。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 事務局職員の育児休業及び部分休業並びに修学部分休業に關すること。

### 附 則

この訓令は、平成十八年六月三十日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄